

答 申

1 審査会の結論

諮問第 8 6 号案件「保育園の補助金額（見込み）及び減税額が分かる文書」について、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

（1）審査請求の趣旨

本件の審査請求は、平成 2 9 年 3 月 2 7 日付けで世田谷区長に対し、審査請求書が提出され、同日に受理された。

趣旨は、世田谷区情報公開条例（平成 1 3 年 3 月世田谷区条例第 6 号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「世田谷区●●●●に建設中の認可保育園（以下「本件保育園」という。）の補助金及び減税額」の行政情報開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が平成 2 9 年 3 月 1 5 日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

（2）審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述によって主張している審査請求の主な理由は、次のとおりに要約される。

ア 本件保育園の設立に対し、区から法人へいくら資金援助があったのかを知る権利は、資金援助の基となる区税を払っている区民にとって当然に認められるものであり、企業秘密のため答えられないという区の理屈は容認できない。

イ 区の情報も区民のものであり、個別にこの情報を利用して個別法人の権利、競争上の地位その他正当な利害を阻害するものでない。特に本件請求は補助金及び減税額の算出詳細を要求したものでなく、2 項目の個別合計を請求したものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明

処分庁である実施機関（以下単に「実施機関」という。）は、非開示とした本件審査請求に係る部分につき、条例第 7 条第 3 号（法人情報）に該当し、また文書の一部は存在しないとして本件処分をした。実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している内容は、次のとおりに要約される。

ア 本件処分時には、本件保育園の開設に係る法人による補助金の交付申請は行われておらず、当該法人への補助金額が確定していなかったが、審査請求人より補助金の見込みが分かるものでも良いとの意向があったため、実施機関では補助金額（見込み）が分かる文書を対象とした。その対象文書の内訳は、①「事業者負担軽減事業、高騰加算、区市町村負担軽減 所要額算出シート」、②「平成 2 8 年度 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金 実施計画書」、③「平成 2 8 年

度 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金 所要額総括表」及び④「平成28年度 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金所要額調書」の4点である。それぞれの文書の性質は以下のとおりである。

①について

当該文書は、平成28年度待機児童解消区市町村支援事業補助金交付申請に係る提出書類の一部に必要な金額を算出するために作成したものである。作成方法は、区が東京都への補助金交付申請に必要な金額を作成するため、法人による区への補助金の交付申請が行われていない時点で当該法人から任意に工事見積書を提出してもらい、それを基に補助対象金額を積算し、算出シートに必要な金額を入力し作成したものである。

②及び③について

当該文書は、平成28年度賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金交付申請に係る提出書類の一部として作成したものである。

本件保育園は既存施設である●●●●の分園となる。分園の設置については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第37条第5項及び第6項の規定により児童福祉施設内容変更届出及び添付書類（以下「変更届等」という。）の提出が必要になる。当該文書の作成に当たって、既に法人より変更届等の提出があり、その添付書類である土地・建物の貸与、使用許可、使用承認を受けていることを証する書面として、貸主、借主、施工業者が建物賃貸借契約の締結及び基本条件について合意した「建物賃貸借の合意書」があったので、当該合意書に記載された金額を基に作成したものである。

④について

当該文書は、平成28年度子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金交付申請に係る提出書類の一部として作成したものである。

作成方法は、区が東京都への補助金交付申請に必要な金額を算出するため、法人による区への補助金の交付申請が行われていない時点で当該法人から任意に非常通報装置設置費用に係る見積書を提出してもらい、作成したものである。

イ 補助金額が分かる文書のうち金額の部分は、前述のとおり、当該法人の保育所整備に係る工事予定額や賃借料に関する情報又はそれらを基に算出された補助金額の見込み額であり、法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号を適用して本件処分を行ったことは適法である。

ウ 審査請求人は、補助金の算出詳細を要求したものではなく、合計額を請求したものであると主張しているが、上記イのとおり、合計額であっても法人の保育所整備に係る工事予定額や賃借料に関する情報を基に算出された補助金の見込み額であることに変わりはなく、条例第7条第3号に該当するものであるから、審査請求人の主張は認められない。

エ なお、本件保育園に対する実施機関の支援には減税に係る事業は存在しないことから、減税額が分かる文書は、実施機関では作成する必要もなく、法人から取得もしていない。したがって、当該文書を保有していない以上開示することはできないとして本件処分を行ったものであるから、本件処分について違法又は不当であるとの主張は認められない。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求対象情報について

まず、本件請求に係る開示請求書には、「保育園の補助金額及び減税額が分かる文書」との記載があるが、審査請求人の意見陳述によると、保育園の補助金額が確定していなければ、保育園の補助金額の見込みが分かるものでもよいとの意向があったことが認められる。

従って、本件請求対象情報は、「保育園の補助金額（見込み）及び減税額が分かる文書」である。そして、その内訳は、①「事業者負担軽減事業、高騰加算、区市町村負担軽減 所要額算出シート」、②「平成28年度 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金 実施計画書」、③「平成28年度 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金 所要額総括表」、④「平成28年度 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金所要額調書」及び⑤「減税額が分かる文書」の5点と認められる。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

本件処分において、実施機関は、本件請求対象情報として認められる①「事業者負担軽減事業、高騰加算、区市町村負担軽減 所要額算出シート」、②「平成28年度 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金 実施計画書」、③「平成28年度 賃貸物件による保育所の開設準備経費補助金 所要額総括表」及び④「平成28年度 子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金所要額調書」の4点のうち、金額の部分について、「法人が事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」として、条例第7条第3号に該当するとし、非開示決定をしている。

一般に、法人の内部管理に属する情報の公開・非公開による利益・不利益は、本来各法人主体の自己責任により処理されるべきであると考えられ、当該情報がその意に反して開示されることとなれば、法人に不測の損害を与えるおそれがある。したがって、法令上公にされることが予定されていない法人の内部管理に属する情報について、これを公にされない当該法人の権利利益は、条例第7条第3号本文に該当し、かつ条例第7条第3号ただし書イ、ロ、ハに該当しない限り、保護されなければならない。

ところで、前記の3 審査請求に対する実施機関の説明のアに述べられているとおり、①から④までの文書について、実施機関は、法人から別の目的で既に提出された文書又は任意に提出を受けた文書を基に対象文書を作成したと説明している。そして、当該法人は、本件開示請求の時点では、補助金の交付

申請書を区に提出していない。したがって、当該情報については、法人が補助金の交付を受けるため区に提出した申請書の情報と同一の性質であると認めるべきではなく、区が作成した文書に含まれる法人の情報として非開示決定が妥当であったかを判断する必要がある。それをふまえた上で、対象文書の非開示部分について、それぞれ判断する。

①の非開示部分について

当該部分には、当該法人の保育所整備に係る工事予定額から補助対象金額を積算した数値が記載されている。

当該部分を開示した場合、計算式等が公開されていることから、当該数値の積算の基となっている工事見積書の金額が容易に推測されるおそれがある。工事見積書に記載された金額は、通常は公にされない当事者間の合意に基づく契約内容の一部を示す情報である。法人が他の者といかなる金額で契約するかは、法人の事業に関する情報であり、公にすることにより、契約の金額が明らかになるとすれば、今後、当該法人との契約を控えられ、または、有利な契約ができなくなるなど、当該法人の事業活動に支障を来すことが考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとした実施機関の説明には理由があると認められる。

②の非開示部分について

当該部分には、当該法人の保育所整備に係る賃借料及び改修費等の金額並びにそれらの数値を基に計算された補助金額の見込み額が記載されている。

賃借料及び改修費は、通常は公にされない当事者間の合意に基づく契約内容の一部を示す情報である。法人が他の者といかなる金額で契約するかは、法人の事業に関する情報であり、公にすることにより、契約の金額が明らかになるとすれば、今後、当該法人との契約を控えられ、または、有利な契約ができなくなるなど、当該法人の事業活動に支障を来すことが考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとした実施機関の説明には理由があると認められる。

③の非開示部分について

当該部分には、当該法人の保育所整備に係る賃借料から開設前賃借料補助事業の金額及び事業者負担軽減事業の金額を積算した数値が記載されている。

当該部分を開示した場合、計算式等が公開されていることから、当該数値の積算の基となっている賃借料が容易に推測されるおそれがある。賃借料は、通常は公にされない当事者間の合意に基づく契約内容の一部を示す情報である。法人が他の者といかなる金額で契約するかは、法人の事業に関する情報であり、公にすることにより、契約の金額が明らかになるとすれば、今後、当該法人との契約を控えられ、または、有利な契約ができなくなるなど、当該法人の事業活動に支障を来すことが考えられ、当該法人の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとした実施機関の説明には理由があると認められる。

④の非開示部分について

当該部分には、当該法人の保育所整備に係る補助金対象経費、補助対象経費の実支出（予定）額、補助基準額等、選定額及び都補助金所要額が記載されている。

当該部分を開示した場合、当該数値の基となっている非常通報装置設置費用に係る金額が判別されるおそれがある。非常通報装置設置費用に係る金額は、通常は公にされない当事者間の合意に基づく契約内容の一部を示す情報である。法人が他の者といかなる金額で契約するかは、法人の事業に関する情報であり、公にすることにより、契約の金額が明らかになるとすれば、今後、当該法人との契約を控えられ、または、有利な契約ができなくなるなど、当該法人の事業活動に支障を来たすことが考えられ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分を公にすることにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるとした実施機関の説明には理由があると認められる。

さらに、①、②、③、④ともに、条例第7条第3号ただし書イ、ロ、ハには該当しないと認められる。

(3) 本件審査請求に係る対象情報の存否について

当審査会において、実施機関に対し、本件審査請求に係る対象情報のうち、保育園に関し、減税額が分かる文書等を保有していない理由について確認をしたところ、以下の点が認められた。

本件保育園は、●●●●の分園として保育事業者からの提案に基づき設置されるものである。そして、区は当該保育事業者からの提案を了とし、開設に向けた支援として開設準備に係る経費を補助するものであり、税の優遇に係るものではない。すなわち、区の支援には減税に係る事業は存在しないことから、減税額がわかる文書は、実施機関では作成する必要もなく、保育事業者から取得もしていない。

以上のことから、減税額がわかる文書は、実施機関は保有していないと認められ、非開示決定は妥当であると考えられる。

よって、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 付言

条例第12条第1項は、「実施機関は、第10条各項の規定により開示請求に係る行政情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。」と規定している。

本項は、説明責任を全うする観点と世田谷区行政手続条例（平成 7 年 9 月世田谷区条例第 4 7 号）の趣旨から、行政情報の開示請求に対し、全部又は一部を非開示とする決定をした場合は、必要にして十分な理由の提示がされなければならないことを定めたものである。

本件処分においては、理由の付記として、対象文書の性質について、理解しやすい理由の提示がなされているとはいいい難い。

今後、実施機関においては、非開示の理由について、専門的な知識を有していない人にも十分に理解できるよう、わかりやすく記載することに努めていただきたい。

6 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
平成 2 9 年 8 月 1 8 日	審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第 8 6 号）
平成 2 9 年 1 0 月 1 3 日	（平成 2 9 年度第 2 回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。
平成 2 9 年 1 1 月 7 日	（平成 2 9 年度第 3 回審査会） ・実施機関から説明を受けた。
平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日	（平成 2 9 年度第 4 回審査会） ・審査請求人から意見の陳述を受けた。 ・諮問事項を審査した。
平成 3 0 年 1 月 2 9 日	（平成 2 9 年度第 8 回審査会） ・引き続き諮問事項を審査した。
平成 3 0 年 2 月 7 日	審査庁（世田谷区長）に答申した。